

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(12)

## 目次

### 人事委員会規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 1
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 2

### 人事委員会訓令

- 富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

### 富山県人事委員会規則第12号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第1 議会事務局の項中

	事務局長	1種
	事務局の次長	3種

を

	事務局長	1種
	事務局の理事	2種
	事務局の次長	3種

に改める。



第11条第1項本文中「直接受領した文書」の次に「（以下この条において「受領文書等」という。）」を加え、同条第3項中「配付され、又は受領した文書」を「受領文書等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「規定にかかわらず」を「場合において」に、「配付され、又は受領した文書で次の表の左欄に掲げる」を「受領文書等で施行を要しない」に、「それぞれ同表の右欄に掲げる手続を省略して收受」を「番号の設定又は記入を省略」に改め、同項の表を削り、同項の次に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、課の文書責任者は、受領文書等で次に掲げるものについては、当該文書の余白に收受印を押す方法により收受することができる。

- (1) 照会等に対する回答等に係る文書
- (2) 課に到達した請求書、願書その他これらに類する文書
- (3) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

4 第1項の規定にかかわらず、受領文書等のうち請求書について、事務局長が別に定める方法により電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムに登録した場合は、第1項の規定により收受登録が行われたものとみなす。

## 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

